

令和5年度

玉名市奨学生募集のしおり

【貸与型】

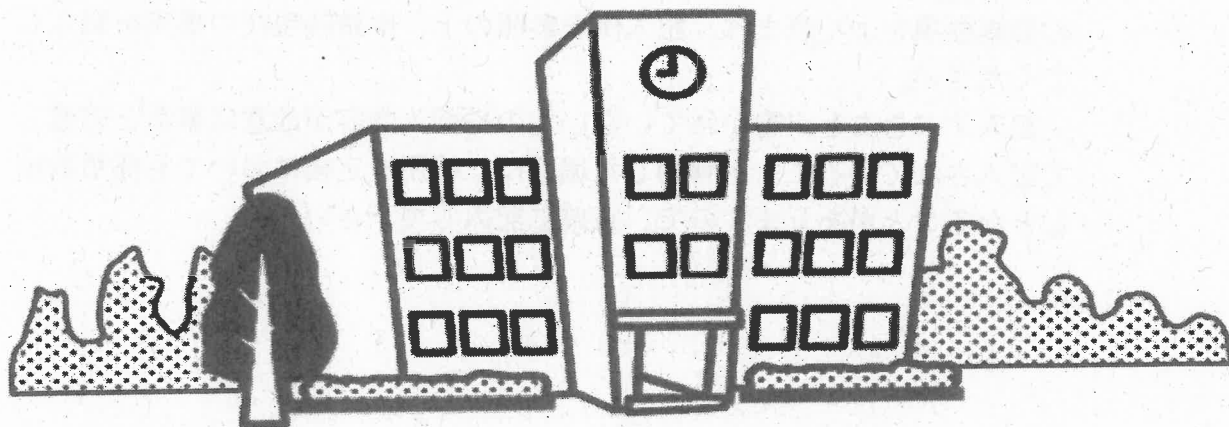
《玉名市奨学金を希望する皆さんへ》

玉名市では向学心に富む生徒・学生を対象として、玉名市奨学金の奨学生を募集します。

玉名市奨学金は、あなた自身に貸与するもので、あなたが借りた奨学金は卒業後にあなた自身が返還することになります。

あなたの返還金は再び後輩の奨学資金として貸与することになっています。

奨学金を希望する方は、応募資格・奨学金の返還等を十分理解した上で申し込んでください。



玉名市教育委員会教育総務課総務係

住所：〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163

電話：0968-75-1133

1 玉名市奨学金の目的

玉名市は、向学心に富む生徒又は学生で、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学困難な人に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図り、将来有能な人材を育成することを目的として、奨学金制度を設けています。

奨学金は卒業後に返還しなければなりません。その返還金は後輩の奨学金として再び活用されています。後輩もまた、経済的な心配をすることなく安心して勉学に励めるよう、みんなで支えていくことが大切です。

2 玉名市奨学生心得

奨学生は、玉名市奨学基金条例及び玉名市奨学基金条例施行規則を順守し、奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。

したがって、学業成績又は操行が不良となったなど、奨学生として適当でないと認められたときは、奨学金の貸与を取り消すことがあります。

3 申請に当たって

願書は奨学生の選考に当たっての重要な書類となるため、3～4ページの募集要項をよく読まれ、記入例を参照の上、申請時現在の事実を記入してください。

記入すべきことが書かれていないものや記入内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合は、採用決定後においても採用取消しとなる場合がありますので、正確に記入して下さい。

玉名市奨学生募集要項

申請期間	<p>令和5年3月1日(水)から4月7日(金)まで</p> <p>* 申請期間を過ぎての受付は行いませんので、十分ご注意ください。</p>				
資 格	<p>次の各号いずれにも該当すること。</p> <p>(1) 保護者が玉名市に住所を有していること。 * 決定後、市外に転出した場合はその資格を喪失する。</p> <p>(2) 高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程・専門課程)、短期大学、大学に在学し、勉学に意欲があると認められること。</p> <p>(3) 経済的な理由により就学が困難であると認められること。</p> <p>(4) 保護者に市税の滞納がないこと。</p>				
貸与月額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">・高等学校、専修学校(高等課程)及び高等専門学校(第1学年～第3学年)</td> <td style="text-align: right;">15,000円</td> </tr> <tr> <td>・専修学校(専門課程)、短期大学、大学及び高等専門学校(第4学年・第5学年)</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> </table>	・高等学校、専修学校(高等課程)及び高等専門学校(第1学年～第3学年)	15,000円	・専修学校(専門課程)、短期大学、大学及び高等専門学校(第4学年・第5学年)	30,000円
・高等学校、専修学校(高等課程)及び高等専門学校(第1学年～第3学年)	15,000円				
・専修学校(専門課程)、短期大学、大学及び高等専門学校(第4学年・第5学年)	30,000円				
貸与期間	学校の正規の修業期間				
奨学金の返還	卒業の月の1年後から貸与期間の2倍の期間内に月賦で返還する。				
利 子	無利子。ただし、奨学金の返還を怠って滞納になったときは延滞金が加算されることがあります。				
選 考	選考委員会で家計状況をもとに採用を決定します。				
採用決定	令和5年5月上旬予定				
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の奨学金(熊本県育英奨学金、日本学生支援機構等)との併用はできません。ただし、決定時期の関係上、出願の際の重複は可能です。 ・ 奨学生決定後の誓約書及び貸与期間終了後の借用証書には、<u>連帯保証人が2人必要になります。</u>(玉名市内在住の家族及び同居家族以外の方) ・ 生活保護受給世帯については、高校就学に必要な保護費が福祉事務所から給付されますので、申請を行うに当たっては事前に福祉事務所(ケースワーカー)と相談して下さい。 なお、相談なく奨学金の貸与を受けた場合は、福祉事務所が収入と認定し、保護費が減額されて給付される場合などがあります。 				

玉名市奨学生提出書類

提出書類	留意事項
① 奨学生願書	<p>令和5年3月1日(水)から4月7日(金)まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「生計を一にする家族及び所得状況」は、家族全員(本人、単身赴任の保護者及び通学のため自宅外にいる兄弟姉妹を含む。)を漏れなく記入すること。 ・ 住民票が異なる世帯(祖父母等)であっても、同一の住居に居住し、生計を一つにしている場合は記入すること。 ・ 連帯保証人は玉名市に居住し、奨学生が返還の義務を怠った場合に、代わりに返還の責めを負うことのできる人です。
② 所得課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族全員分の令和4年度所得課税証明書(令和3年分)を提出して下さい。 ・ 住民票が異なる世帯(祖父母等)であっても、同一の住居に居住し、生計を一つにしている場合は原則として同一世帯となりますので提出が必要です。(玉名市役所市民課及び各支所市民生活課で発行します。)
③ 市税の滞納のない証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者全員(父母等)の滞納のない証明書を提出して下さい。(玉名市役所市民課及び各支所市民生活課で発行します。)
④ 合格通知書又は 在学証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新1年生については合格通知書等のコピーで可。 ・ 新2年生、新3年生等については学校で在学証明書を取得して下さい。
⑤ 調査等同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金の貸与又は返還の実施に関して調査・照会が必要な場合に、本同意 <p>令和5年5月上旬予定</p>
⑥ その他必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給世帯については、福祉事務所発行の保護証明書(原本)を提出して下さい。
書類の提出先	<p>玉名市教育委員会 教育総務課 (玉名市役所2階)</p> <p>〒865-8501 玉名市岩崎163</p> <p>TEL 0968-75-1133</p>

* 提出書類については令和5年4月7日(金)まで教育総務課必着です。